

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

耳川林業事業協同組合

平成20年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 耳川林業事業協同組合の概要

II . 審査経過・写真

III . 耳川林業事業協同組合の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I 耳川林業事業協同組合の概要

1. 申請者名称・所在地 耳川林業事業協同組合 理事長 甲斐治郎
宮崎県日向市東郷町山陰字長迫1344番地
2. 認定事業体 耳川林業事業協同組合
3. 事業内容・業種 木材加工業（製材業）
- （認定対象業種） 製材・木製品加工・販売

4. 沿革・概要

宮崎県北部・耳川流域の森林資源は、昭和30年代からスギを中心とした拡大造林が行われ、現在に至り本格的な収穫期を迎えており、今後も素材生産量の増大が見込まれている。耳川林業地の玄関口に当たる日向市東郷町には耳川流域木材加工団地が形成され、県産材の安定供給を図ろうと加工・流通拠点整備が進められてきた。

耳川林業事業協同組合は、この木材加工団地内に、流域の自治体、森林組合、製材業界が一体となって、昭和60年、国の「国産材供給体制整備事業」によって設置された大型製材工場である。

中目材加工全自動ラインやモルダー、人工乾燥機等を備え、宮崎県森林組合連合会の原木市場（東郷林産物流通センター）が隣接しており、原木供給と製材加工が集約したシステムが構築され、高品質・低コスト・大ロットの供給体制が確立し、出荷は9割以上が県外、19年度は、九州22%、関東25%、関西18%、その他35%となっている。

【沿革】

- | | |
|----------|---|
| 昭和51年5月 | 耳川林業振興協議会設立（1市2町5村） |
| 昭和57年1月 | 耳川林業振興協議会内に木材部会発足 |
| 昭和60年3月 | 国産材供給体制整備対策委員会結成 |
| 昭和60年8月 | 耳川林業事業協同組合創立総会 |
| 昭和60年9月 | 耳川林業推進協議会設立
耳川林業事業協同組合設立
（日向市森林組合、門川町森林組合、東郷町森林組合、西郷村森林組合、南郷村森林組合、北郷村森林組合、諸塚村森林組合、椎葉村森林組合—以上、現・耳川広域森林組合、耳川林材振興事業協同組合） |
| 昭和60年11月 | 国産材供給体制整備事業着手 |
| 昭和62年10月 | 操業開始 |
| 平成5年3月 | 背板処理ラインの新設 |

平成 7 年 8 月 中目材加工施設の新設
平成 9 年 7 月 人工乾燥施設の新設

【概要】

- 構成員
- | | | |
|-----|---|-----------------------------|
| 川上側 | － | 耳川広域森林組合 |
| 川下側 | － | 耳川林材振興事業協同組合
(日向地区の製材業者) |
- 役員
- | | | |
|----|-----|--------------|
| 理事 | 3 名 | 耳川広域森林組合 |
| 理事 | 3 名 | 耳川林材振興事業協同組合 |
| 監事 | 1 名 | 耳川広域森林組合 |
| 監事 | 1 名 | 耳川林材振興事業協同組合 |
- 年間売上高
- 7 1, 5 6 9 万円(平成 19 年度)
- 従業員数
- | | | |
|-----|------|----------------|
| 工場 | 28 名 | 男子 23 名、女子 5 名 |
| 事務所 | 4 名 | 男子 3 名、女子 1 名 |
- 原木仕入先
- 宮崎県森林組合連合会、宮崎木材市場、日向木材市場
住友林業、延岡地区森林組合、佐伯広域森林組合、
佐伯木材協同組合、多賀林業、川添木材、
西都児湯地区素生協
- 製品出荷先
- | | |
|----|---|
| 関東 | 日本製紙木材(株)、鈴木木材工業(株)、茨城木材市場(株)、
現王園商店、山中産業(株) |
| 関西 | ミヤックス・浜松、柳本商店、スカイ、住友林業 |
| 九州 | 福岡市木材協同組合、ヤマエ木材市場、熊本製材小径木、
高嶺木材、長崎県北木材市場、(株)大忠 |
- J A S 認定証
- ① 認定の区分：Bタイプ
 - ② 品目：構造用製材、人工乾燥構造用製材
 - ③ 認定工場番号：J F W - B ・ 6 5 ・ 1 1

【木材・木製品の年間取扱実績】

(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

原木入荷量	3 6, 6 8 5 m ³
製品出荷量	2 0, 8 2 4 m ³

(うち製品仕入量 6 6 m³)

5. 分別・表示管理体制の確立

耳川林業事業協同組合には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の天然及び人工乾燥・保管場所、在庫製品保管倉庫が設置され、原木及び製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・P Rに努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「S G E C 分別・表示管理体制表」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 品質管理等に関する内部規定
- ・ 決算報告書
- ・ 原木実績／仕入実績表、仕入先別仕入実績表、在庫表、総合実績表
- ・ ユーザー別販売高
- ・ 請求書等伝票類、S G E C 認証材取扱台帳等帳票類

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 耳川林業事業協同組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年5月14日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月3日／書類確認及び現地確認

(場 所)

耳川林業事業協同組合事務所・原木土場・製材加工ライン・人工乾燥施設・製品保管倉庫

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会専門審査員 鳥越貞雄
宇佐美均

(出席者)

耳川林業事業協同組合 事業部長 小田光信

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 耳川林業事業協同組合において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

7月1日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸(書類審査)
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司(書類審査)

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 耳川林業事業協同組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「耳川林業事業協同組合審査判定表（分別・表示）」の 12 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、耳川林業事業協同組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書等の趣旨を徹底すること。（基準 3 - 5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3 - 6）

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の安全性	1.1. 持続的に事業活動を行いうる事業体である。	耳川林業事業協同組合(以下、「同協同組合」)は、この木材加工団地内に、流域の自治体・森林組合・製材業界が一体となって、昭和 60 年、国の「国産材供給体制整備事業」によって設置された大型製材工場である。 中目材加工全自動ラインやモルダー、人工乾燥機等を備え、宮崎県森林組合連合会の原木市場(東郷林産物流通センター)が隣接しており、原木供給と製材加工が集約したシステムが構築され、高品質・低コスト・大ロットの供給体制が確立している。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、財務状態が健全である。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準 2 認証林産物 取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	<p>耳川流域の広域森林組合と製材を行う協同組合が連携し同協同組合は設立されている。川上で原木供給を行う事業体と川下で製材・販売を行う事業体が集約され、林野庁の国産材供給体制整備事業を活用、全自動化工場ラインが整備されている。その結果、地域・流域を一体化した生産システムが構築され、低コスト化、定質・定量の注文に応えられる生産体制を実現し、高品質・大ロットでの供給を可能にし、首都圏の市場にも進出している。その結果、組合員の経済的地位の向上のみならず、地域経済全体の振興にも寄与している。従って、SGEC 認定事業体として、事業目的が適合している。</p>	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	<p>今回の SGEC 認定事業体への取組は、先に SGEC 認証森林として認証されている「山三ツリーファーム」（東臼杵郡美郷町）、住友林業(株)宮崎社有林、日本製紙(株)宮崎社有林等の宮崎県内の認証森林を想定してのことである。また製品の出荷先は、既に認定事業体である住友林業フォレストサービス(株)、今回認定予定のデクスウッド宮崎事業協同組合(ともに日向市)等を想定しており、これらは、SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、今後さらに連携を強めていくためのものである。</p>	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	<p>得意先は、九州全域から、関東・関西地方にも広がっている。顧客である卸問屋、商社、市売市場、プレカット工場等とともに、地球環境保全の観点から国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及を図ることに意欲的であり、原木→製材→販売の流れを作り、認証林産物の拡販に取り組むものとしている。</p>	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	同協同組合では、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理方針書」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、乾燥、加工の各段階で混在しないよう、「認証林産物分別・管理計画書」を作成し、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	同協同組合には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の天然乾燥・保管用の保管場所と、在庫製品用倉庫が設置されており、既往の原木及び製品は、用途別に分別管理されている。同協同組合「認証林産物分別・表示管理方針書」等によって分別可能である。	妥当
	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する分別・表示責任者、各工程の担当者を設置し、管理体制を確立すること、伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行うこと、認証林産物の普及・PRに努めることを定めている。 さらに、「認証林産物分別管理計画」及び「分別・表示管理体制」を定め、加工・流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	同協同組合「認証林産物分別・表示管理方針」により、全体を統括する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「分別・表示責任者」を設置しており、「認証林産物管理責任者」が内部監査(検査)を行い、検査日時・加工担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員に対しても、ミーティングなどを行い、安全作業、SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るものとしている。	向上目標
	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定後は、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	「認証材取扱台帳」を作成し、定期的に生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。	妥当

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ S G E C 認証材取扱台帳